



申告相談をご利用ください

市役所本庁と各支所で令和3年分所得の申告相談を行います。医療費控除を受ける場合は「医療費控除の明細書」、営業・農業・不動産所得がある（青色申告者を除く）場合は「収支内訳書」を作成のうえ、ご来場ください。

必要書類がない場合は、申告書の作成や受付の完了ができません。

☑ 持ち物

- 本人確認書類（免許証・健康保険証など）
- 利用者識別番号の確認書類（「確定申告のお知らせ」など）
- 個人番号通知カード（記載内容が住民票と一致するもの）、マイナンバーカード、個人番号を記載した住民票の写し
- 給与・年金の源泉徴収票
- 営業・農業・不動産所得がある場合は収支内訳書
- その他所得がわかる書類
- 所得控除の証明書、領収書など
- 国税庁から送られてきた「お知らせハガキ（通知書）」
- 還付となる場合は口座番号などがわかるもの
- 昨年度の申告書控（お持ちの方のみ）

⚠️ ご注意ください

市の相談会場では、次の相談はお受けできません。
高山税務署をご利用ください。

青色申告／土地・建物の売却や株式・先物取引などに係る譲渡所得／エンジェル税制／住宅ローン控除（令和3年入居初年分）／贈与税／消費税／地方消費税

【相談日】 時間はいずれも8:30～17:15

会場	相談日（土日祝を除く）
本 庁	2月16日(水)～3月15日(火) * 3月5日(土)、12日(土)の 9:00～16:00も開設あり
丹生川支所	3月1日(火)～7日(月)
清見支所	2月21日(月)～25日(金)
荘川支所	3月7日(月)～10日(木)
一之宮支所	2月17日(木)～21日(月)
久々野支所	2月24日(木)～3月2日(水)
朝日支所	3月8日(火)～10日(木)
高根支所	3月4日(金)～8日(火)
国府支所	2月16日(水)～28日(月)
上宝支所	3月4日(金)～11日(金)

* 初日から数日間は大変混み合い、待ち時間が長くなります。ご注意ください。

* 清見支所、荘川支所は、地区ごとに相談日を設けます。詳細は町内会を通じてお知らせします。

高山税務署からのお知らせ

問合せ 高山税務署 ☎32-1020

☑ 確定申告会場の開設

対象 令和3年分所得税・復興特別所得税、個人事業者の消費税・地方消費税、贈与税

期間 2月16日(水)～3月15日(火)（土日祝を除く）

時間 9:00～17:00

場所 高山税務署（昭和町2）

【お願い】

- 入場時に検温を行います。37.5度以上の発熱がある場合など、感染防止の観点から入場をお断りする場合があります。発熱などの症状がある方や体調の優れない方は、後日ご相談ください。
- 来場する際は、マスクを着用し、手指消毒をお願いします。
- 必要最小限の人数でお越しください。

☑ 相談には「入場整理券」が必要です

3月31日(木)までの間は、混雑緩和のため入場整理券を発行します。当日会場で配付するほか、国税庁LINE公式アカウントを友だち追加してオンライン事前発行もできます。

* 配布状況により後日の来場をお願いすることがあります。配布状況は国税庁[HP]で確認できます。

* 国税庁LINE公式アカウントは[QR]から友だち追加できます。



☑ 令和3年分の申告と納付期限のお知らせ

各期限までに申告し、金融機関で納付してください。納付書は税務署にもあります。

所得税・復興特別所得税、贈与税 ⇒ 3月15日(火)
消費税・地方消費税 ⇒ 3月31日(木)

便利な「振替納税」をぜひご利用ください

≪振替納付日≫

所得税・復興特別所得税 ⇒ 4月21日(木)
消費税・地方消費税 ⇒ 4月26日(火)